

まえがき

民事訴訟に関する新しい書籍が、毎年、何十冊も現れては消えていきました。そのほとんどが、訴訟マニュアルか学術書です。

最近のトレンドは、基本書には書かれていないけれど、訴訟代理人の「実務のこういうこと」を知りたかったんだ」という知識をてんこ盛りにまとめたものです。

しかし、そういうタイプの書籍も、そろそろネタが出尽くした感があります。読み手も書き手も弁護士であるため、どうしても、話題が似通つてくるのです。有効な訴訟戦略をたてるためのノウハウを習得するには、弁護士同士で感じたことを教え合うだけでは限界があります。

相手の手の内を知るという意味でも、訴訟指揮をする立場にある裁判官に、民事訴訟について感じるところを話してもらう企画があつてもいいのではないか。また、個人的に、「世間知らずな裁判官」と「依頼者を説得できない弁護士」というどちら方や両者の間にある相互不信のようなものに光を当ててみたいという思いがありました。

これまで、書籍、企画問わず面白そうなものには首を突っ込んできた私ですが、このたびたどり着いたのが、民事弁護士が民事裁判官にインタビューするという企画であったわけです。

しかし、とおりいつぺんの話しかしてくれない裁判官では、無難な話に終始し、ネタになりそうな中身が出てこないおそれがあります。加藤新太郎元判事、須藤典明元判事、園尾隆司元判事、山室恵元判事、原田國男元判事、中込秀樹元判事……。法曹であれば誰でも知っている個性派の裁判官が何人もいた時代は過去のものとなり、今は、裁判官がサラリーマン化してし

CONTENTS



書面

まえがき

03

- ✓ 裁判所から見た「いい書面」「悪い書面」 16
- ✓ 要件事実の知識の有無が最も表れる書面 18
- ✓ 訴状のファーストインプレッシヨン 19
- ✓ 見落とされがちな「よつて書き」 20
- ✓ 代理人の印象は訴状で決まる 21
- ✓ 書面は「ゴテゴテ飾るべからず?」 21
- ✓ 書面を読むタイミング 22
- ✓ しようもない主張につきあう必要は? 24
- ✓ エモーショナルな書面の効き回し 25
- ✓ 基本的事実の主張の欠落 27

まっているという声も聞かれる時代です。

いや、現職の裁判官の中にも、個性あふれる方が一人だけいました。SNSで赤裸々なプライベートを晒しまくっている方が。そう、岡口基一裁判官です。SNSは「オフ」の場と割り切っているため、かえって、「オン」の話題は発信していません。岡口裁判官に、仕事の本音を語つてもらう場があったなら面白いのでは……。

思い立ったが吉日。岡口裁判官に打診したところ、すぐに快諾の返事がありました。とんとん拍子で企画は進み、訴訟代理人人が知りたいことだけを裁判官に尋ねる、二日間のロングインタビューが実現したというわけです。本書は、そのエッセンスを、一冊の本にまとめたものです。

本書の内容は、書面の作成、証拠提出、証人尋問、和解、判決、そして控訴に至るまで豊富なトピックが盛り込まれています。さらに民事訴訟の知識にどどまらず、これまでどんな本にも書かれていなかつた、裁判所内部の実態、具体的には、合議の進め方、起案の仕方、裁判官の人間関係にまで触れています。

裁判官が考える訴訟戦略のポイントから、知られざる裁判所内部の様子まで、目から鱗の情報がオンラインパレードの本書の中には、これまでとは違った新しい訴訟代理人人に生まれ変わるためのヒントがぎっしりあるはずです。

オフではなくオンで本音を語る。まさに本邦初公開、魅惑の岡口ワールドを堪能ください。

弁護士 中村 真

- ✓ 書面を送るべきはファックスか郵送か
- ✓ やたらと長い書面
- ✓ いつも自分の主張で終わりたい代理人

32 29 28

立証

- ✓ 高裁判判官がまず読むのは証拠説明書？ 原判決？
- ✓ 被告欠席が見込まれるときに出しておくべき証拠
- ✓ 証拠の表記方法あれこれ
- ✓ 立証責任のない当事者にどの程度事情を明らかにさせる？
- ✓ 証拠調べにより証明すべき事実の確認
- ✓ 「適時提出主義」の「適時」とはいかに

44 43 40 38 36 34



尋問

- ✓ 陳述書には何を記載するべきか
- ✓ 「尋問バッヂリだつたのにこの判決？」という疑問が生じるツケ
- ✓ 補充尋問についての考え方
- ✓ 尋問で変わる印象
- ✓ 証拠調べ期日前の準備
- ✓ 介入尋問と補充尋問
- ✓ 尋問の和解への影響は？
- ✓ 弹劾証拠を裁判官はどう見て いるか

63 62 60 58 55 53 51 48



和解

- ✓ 和解のメリット・デメリット

68

CHAPTER 05

審理の終結

- ✓ 県民性と和解のゆくえのカンケイ.....
- ✓ 「ハ割」和解を成立させる裁判官が語る.....
- ✓ 手元不如意の場合.....
- ✓ やっぱり和解してください.....

78 76 70 70

- ✓ 弁論の終結、判決までの裁判官のお仕事.....
- ✓ 最終心証ができるまで.....
- ✓ 判決までのスケジュール感.....
- ✓ 部長の心証やいかに.....
- ✓ 「合議の充実」の取組み.....
- ✓ 裁判官同士のコミュニケーションの変容.....
- ✓ 最終準備書面、コレを書いたら勝たせたる.....

94 92 90 85 83 82 80

判決

CHAPTER
06

- ✓ 上級審への移審は考慮するのか.....
- ✓ 和解協議が判決に影響!?.....
- ✓ 代理人の腕のよし悪しが判決に及ぼす影響.....
- ✓ 起案合議.....
- ✓ 審理期間の長さは気になる?.....

106 104 103 101 98

CHAPTER 07

控訴

- ✓ 双方から控訴される判決.....
- ✓ 高裁裁判官が控訴審でまず着目する」と.....
- ✓ 控訴代理人の見立てと筋と.....
- ✓ 控訴の趣旨は大抵どしか間違っている?.....

113 112 110 108

CHAPTER
08

裁判所から見た内外のお仕事事情

- ✓ 双方控訴・附帯控訴などの事情の影響は?【書式】控訴の趣旨と控訴の趣旨に対する答弁
- ✓ 控訴審における和解

CHAPTER
09

これから民事訴訟を語らうこと

- ✓ 民事訴訟の質は今がピーク?
- ✓ なぜ今がピーク?
- ✓ 失われる旧様式判決
- ✓ 消えゆく要件事実教育
- ✓ 要件事実教育の担い手やいかに
- ✓ 専門訴訟の課題

おまけ

岡口さんの「こと、教えて！」

- ✓ 同業者との距離感.....
162
- ✓ 知られざる裁判所の飲み会.....
165
- ✓ 「この仕事はここがつらいよ」.....
166
- ✓ ポストの問題.....
168
- ✓ 「これだからこの仕事はやめられない」.....
169
- ✓ 「被害者を助ける」なけれ
170
- ✓ 岡口さんはどうして裁判官に？
171
- ✓ 書籍の執筆はどうやって？
173
- ✓ 岡口流の情報収集術.....
175
- ✓ SNSとのつきあい方.....
177

- ✓ 司法試験は4回め.....
179
- ✓ 弁護士には、なってみたい？
181

あとがきにかえて.....

01 書面

あなたが日々起案している書面、裁判所はどんな印象を持っているのでしょうか？代理人が気になる書面のよし悪しや提出の作法、まずは教えてください！



✓ 裁判所から見た「いい書面」「悪い書面」

中村 民事裁判官として大変に有名な岡口基一東京高裁判事に、弁護士である中村が、長時間にわたりインタビューするという今回の企画。岡口裁判官のことですから、建前論に終始するのではなく、本音トークが炸裂するのではないかと期待しつつ、早速始めたいと思います。

岡口 お手柔らかにお願いします（笑）

中村 最初は、弁護士の仕事の中でも大きな割合を占めている、起案についてお話を聞いていただきたいと思います。

書面には、読み手がいます。裁判官、そして相手方代理人。そこで、読み手のことを考えたとき、よい書面とはどういう書面であるのかということを、まずお伺いしたいと思います。

岡口 まず書面の分量で言えば、裁判官は、事件をたくさん抱えていてとても忙しいですから、分量が少ないほうがいいに決まっています。1頁にまとめてくれているのがベストなくらい。長くなるのであれば、最初の1頁目に要旨を書くなどです。長い書面は、その分厚さを見ただけで読む気がしなくなりますね。書記官が持ってきてくれてもすぐには読まないで、後ろの書面入れにそのままひざうと置いてしまいます。

それから、内容的には、問題提起・理由・結論という組立てがきちんとあって、それに付けがされているものがいいですね。すとんと頭に入るので、分量が多くてもすらすらと読めてしまます。

中村 それは我々も、相手の書面を読んでいるときに感じることですね。

岡口 裁判官はロジカルシンキングをしているので、読み手がそういう読み方をしていることを理解しておいたほうがいいですよね。ロジカルな組立てとは関係ない部分は、裁判官は読み飛ばしていると思います。

中村 今言われた問題提起・理由・結論というのは、裁判官が判決を書くときはその枠組みで書くと思うんですけど、弁護士は、そういう司法試験の論述みたいな形の起案はあまりしないんじゃないですか？

岡口 法律上の主張をしている部分では、ロジカルな組立てをきちんとされている気がします

が、事実摘示の部分が、途中で浪花節的な内容になつたり、脱線が多い感じもします。

事実の摘示は、生の事実をそのまま書くのではなく、それを法的観点から再構成したものを摘示するのが、専門家である法曹の仕事ですよね。どんなに訴訟物や攻撃防御方略が複雑になつていても、リーガルな観点から最も正確な事実摘示をする。ベテランの法曹は、2年間もあつた修習期間中に、その演習である要件事実教育をみつかりさせられていましたから、事実摘示というのは、要件事実がベースにあって、そこに肉付けをしていくものだという基本がしつかり身についていますよね。ところが、最近は、要件事実教育をしなくなつたからなのか、起案の基本的な考え方がわかつていかない、本人訴訟とあまり変わらないような書面が出てくることもあります。

✓ 要件事実の知識の有無が最も表れる書面

中村 要件事実教育がされなくなつたと。それつて代理人の書く書面に、具体的にどういう形で問題点として表れるんですか？

岡口 例えば訴状ですね。訴訟物が1個だといいんですけど、複雑になると途端にダメになる。

中村 ダメですか。予備的請求とか出てくる場合ですかね。

岡口 訴状で、複雑な訴訟物であつてもしつかり書けていると、もうそれだけで「この人はわかつている人だ」と代理人を信頼しますね。書記官も、印紙の額が正しいかどうかは訴訟物請求原因もぐちゃぐちゃですよね。

✓ 訴状のファーストインプレッシヨン

岡口 話のついでに、訴状で、もう一つ知つておいてほしいことは、裁判官は忙しいので、訴状を読んでとりあえずの心証をとつてしまつことがあります。

中村 まだ答弁書が出ていない段階で、既に心証形成は始まつているということですね。

岡口 訴状は、ファーストインプレッションなのですが、これがとても重要なのは、裁判官がこのファーストインプレッションにしばらく拘束されるからです。だから、訴状はなるべく短く、すぐに読めるようにして、ベストエビデンスを挙げながら、「私が言つてることは間違ひないです」と裁判官に刷り込む。それをまずバンとやるのがすぐ大事で。そうすると、裁判官は忙しいので、訴状審査の段階で訴状をさつと読んで「ああ、これはこつちが勝ちね」って頭の中にインプットするんですよね。

中村 なるほど。最近、弁護士の仲間内で、訴状で原告代理人が求釈明を出しているのはいか

がなものかみたいな話があつたんですけど、それも同じような感覚ですよね。

岡口 そうですね。何か自信がなさそうに感じますね。

中村 普通はちゃんと訴状で言うべきこと、つまりこれで判決を出してくれば問題ないですが、というのが揃つていれば、求釈明を出す必要はないですもんね。なるほど。

✓見落とされがちな「よつて書き」

中村 訴訟物がちゃんと書けていないとは、具体的にどういうレベルなんですかね。

岡口 訴訟物は「よつて書き」に正確に書かれているはずなのですが、それがそうではない。「よつて書き」に「よつて、被告は原告にいくら払え」としか書いていないものもあります。

中村 我々は、「よつて書き」は修習で絶対書けと言われて。ただ、「よつて書き」については、認否は不要というように研修所では習つたんですけどね。「よつて書き」が書かれていても、それがそこまでに書かれている具体的な事実と矛盾していたり、きちんと繋がつていなかつたりといふことなんでしょう。

岡口 具体的事実の主張を見ると、訴訟物が2個あつたり3個あつたりするように見えるんです。そして、その関係が選択的であつたりとか。しかし、よつて書きを見てもよくわからない。2つ可能性があつて、そのどちらのかわからなかつたり、2つの関係はどうなつているのか整理できていなかつたりする。そのままでは、書記官も訴額を決められない。

✓代理人の印象は訴状で決まる

岡口 逆にそういう部分が正確に記載されていると、「」の先生はできる人だなって思いますね。訴状は、代理人の印象も決めるんですよ。

中村 そうですか。それは聞きたかった」とです。なるほど。

岡口 訴状を読んでいて、よつて書きの記載などから「」の先生は信頼できる」と思うと、それ以外の主張の記載も俄然頭に入つてくる。この先生の主張に乗れるなと思う。賃借物の明渡請求事件みたいな、ある程度定型的に処理できる事件は別として、本格的に争われそうな事件は、最初に訴状で印象を刷り込むのがよいと思います。

中村 確かに最初にきちんとした訴状が出てきたら、そう思つちゃいますもんね。相談を受けっていても、相手方の訴状がそれなりにきちんと書かれていると、「」のはちょっと厳しい戦いになるのかな」と思うときもありますからね。

✓書面は「ゴテゴテ飾るべからず?

中村 その刷り込みがきちんとできていないのは悪い書面の一つのパターンだと思うんですけど、ほかに書面の体裁で何がありますか? 形式面で「」ののはよくないというのは。